

中野区教育委員会会議録 平成24年第40回定例会

○開会日 平成24年12月14日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午後 0時2分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（9名）

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（就学前教育連携担当）	海老沢 憲 一
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

教育長 田辺裕子

○傍聴者数 8人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 中野区立小中学校再編計画(第2次)【素案】に関する意見交換会等を踏まえた課題等の整理について(学校再編担当)
- (2) 中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について(中央図書館長)

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項
 - ①陳情書の受理について(2件)(子ども教育経営担当)
 - ②中野区就学前教育プログラムについて(就学前教育連携担当)

中野区 教育委員会
第40回定例会
(平成24年12月14日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第40回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

高木委員長

ここで傍聴の方にお知らせします。

本日の事務局報告事項、「中野区就学前教育プログラムについて」は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方は、ご退場の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

なお、本資料につきましては、別添冊子の添付を省略させていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

高木委員長

協議事項の1番目、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関する意見交換会等を踏まえた課題等の整理について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】に関する意見交換会等を踏まえた課題等の整理について」、資料の説明をいたします。

本日、資料を3点お配りしております。1点目が「統合対象校の校地等の状況」について、2点目が「上鷺宮一・二丁目（現鷺宮小学校区域）の取り扱いについて」、3点目が「学校再編に伴う指定校変更の取り扱いについて」というものです。

まず、1点目の資料、「統合対象校の校地等の状況」につきましては、意見交換会等を踏まえまして、課題等の整理の今後の再編計画の具体的内容にかかわるもので、1番目に中野神明小・多田小・新山小、2番目に三中・十中、3番目に桃園小・向台小、それぞれ

の統合に当たりまして、統合新校の位置の検討に資するよう、統合対象校の校地等の状況についてまとめたものです。それぞれの統合対象校の最も長い通学距離、用途地域、校地面積、建物の面積、校舎の主要部分が50年を経過する時期を比較できるように明記した資料でございます。

2点目の資料、「上鷺宮一・二丁目（現鷺宮小学校区域）の取り扱いについて」は、北中野中の通学区域のうち、鷺宮小の通学区域が上鷺宮一・二丁目に当たります。これを八中の通学区域に変更するという素案に対しまして、意見交換会では、北中野中学校の通学区域に合わせて小学校の通学区域を変更する。具体的には鷺宮小から上鷺宮小への変更になります。という形で、通学区域を変更したほうがよいという意見が出されました。

素案の作成に当たりましては、小学校の通学区域に合わせて中学校の通学区域を見直すこととした、それから、この地域から小学校への通学距離が、鷺宮小と西中野小の統合新校となる八中の位置のほうが上鷺宮小よりも近くなるといった理由で、素案のとおり中学校の通学区域を見直すこととしたというものが素案の考え方です。これに対して意見交換会では、町会の区域とできる限り整合性を図る観点、それから、小学校の通学区域を見直して鷺宮小から上鷺宮小へ通学区域の変更をしたほうがよいということで意見が出されました。素案と、素案に対して出された意見について、学校規模の推計、通学距離、幹線道路等の横断、町会の区域との整合性といったことを比べてみたものがこの資料です。

3点目が「学校再編に伴う指定校変更の取り扱いについて」です。まず、1の「統合する学校及び統合にあわせ通学区域変更する学校」について。この指定校変更の基準とする場合の必要事項としては、指定校変更できる地域と学校、指定校変更の適用時期を考えるとということになります。前期の再編に当たっては指定校変更を認めていまして、具体的には、素案の39ページに、新入生の場合と在校生の場合に分けて記載をしています。この特例により指定校変更を認める場合——これは前期の再編と同様の取り扱いですけれども——と認めない場合のメリット、デメリット、課題という形で資料に記載しております。

次に、2の「通学区域変更のみの学校」についてということで、指定校変更の基準とする場合の必要事項としては、指定校変更できる地域と学校、指定校変更の適用時期になります。このケースの場合で指定校変更を認める場合のメリット、デメリット、課題を記載しております。前期の再編におきましては、この通学区域の変更のみを行うというケースはございませんでしたので、新たな課題という形で整理をすることが必要になります。素案におきましては、この通学区域の変更のみの場合については指定校変更の特例としては

認めないということでもとめたところです。

これにつきましては、意見交換会の中で、「このケースで指定校変更を認めないと、兄弟、姉妹で指定校が異なってしまうケースが生じるのではないか」というような意見が出されました。そういった可能性がありますけれども、現行の指定校変更の基準において、在学中に兄弟との関係で指定校変更を認めているということがありますので、この基準を準用すること等によって対応が可能であるというふうに考えております。

3の「中学生の通学距離による指定校変更」についても、素案では考えておりませんでしたけれども、意見交換会の中で、「中学生についても通学距離による指定校変更を認めてほしい」という意見が出されております。指定校変更を認める場合、認めない場合のそれぞれのメリット、デメリット、課題等を記載したところです。

資料の説明は以上になりますけれども、本日は、前回に引き続きましてこの課題等の整理をしていただくこととなります。前回の協議の中で課題という形で1番から6番まで挙げております。その中の1番の再編計画改定全般について、6番の学校再編以外の施策にかかわることについてにつきましては一定の課題整理をしていただいているのかなというふうに思っております。したがって、本日、そのほかの2番から5番の項について課題の整理をしていただきたいと思いますと考えております。

私からの報告は以上です。

高木委員長

今、事務局から報告がありましたが、1番の再編計画改定全般について。まず、表記等で、通学距離や大規模改修と改築の件、あと、他の計画等との関係の件、学校選択制の件、あと、6番の学校再編以外の施策にかかわることについては、おおむね前回議論をしたと思います。もちろん、そこに戻っても構いませんが、基本的には、きょう事務局から出していた追加の資料に基づいて残りの課題について議論したいと思います。

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

この内容というか、その前提になるようなことかと思うのですけれども、いろいろ影響があるので、地域での意見交換会を随分やってもらっていると思うのです。前回も意見交換会をやったというご報告はいただいたのですけれども、そのほかに、最近、どこかの地域に行って意見交換をしたことがあるのか。あるいは、この前の報告以降にこんな意見が出てきたとか、その辺のところがありましたら、情報を教えてください。

副参事（学校再編担当）

この素案につきましては、10月29日から11月29日までほぼ1か月かけて、対象となる学校、それから、そのほかも含めまして23回ほど意見交換会を開いてきたところです。その中でも、「説明をもう少ししてほしいという要望があれば対応してくれるのか」というようなことがございました。そういったところにつきましては、町会ですとかPTA、地区委員会等、地域の団体といったところからの求めがあれば可能な限り説明をしていきたいということで対応しているところです。実際に、地区委員会、町会から要望があって説明をしてきたところもあります。

具体的に申しますと、昨日、東中野の町会のほうから説明を求められましてそこへ伺っております。その中では、三中で開いた意見交換会の際にも出された意見と重なる部分も多いのですが、「地域から学校をなくさないでほしい」といった意見が出ております。具体的には、「東中野の地域はコミュニティが発達してきた地域で、コミュニティで子どもたちを支えてきた経緯があるということ、学校がなくなるとそのコミュニティがなかなかうまく機能しなくなるということ、学校がなくなると子育てがしにくくなるので地域の少子化がますます進んでしまう、そういったことを考慮して地域から学校をなくさないでほしい」というような意見が寄せられています。その場合に、「統合しないで、三中、十中、両方の学校をなくさないでほしい」という意見ですとか、「仮に統合する場合でも、統合新校を三中の位置にしてほしい」というようなことで意見が寄せられています。

それから、地区委員会としましては、上鷲宮の地区委員会のほうから要望がありましたので、説明に行ってまいりました。ここで出された意見につきましては、意見交換会の際にも出された意見なのですが、先ほどの資料で説明しました「上鷲宮一・二丁目の通学区域について見直しをしてほしい」というような意見が出ておりました。そのほかには、「小中連携の推進をきちんと進めてほしい」というような意見、それから、「統合対象校以外の学校についても、学校施設の充実をきちんと図ってほしい」といったような意見が寄せられています。

山田委員

いろいろな地域で説明をしていただいて、その意見等をこの間聞かせていただいたわけですが、私たちがもうちょっと考えなければいけないのは、基本的なことだと思うのですが、前期の再編を終えて、今度、第2次をまとめるに当たって私たちが一番考えた

のは、9年間通して小中学校を連携して中野区の子どもたちの教育を支えていこうという視点をもう少し理解していただかなければいけないという点ではないかと思うのです。それに基づいて、一つの中学に二つか三つの小学校という中学校区ごとの単位をつくっていきましょう。一つのブロックと言ってもいいでしょうけれども、そういった考えをもとに、今回の素案をまとめていった経過があると思います。その辺を十分ご理解いただいて、あとは、地域的なバランスですとか既存の学校の校地面積。あとは、日本の多くの公立の小・中学校は築50年を迎えるが、中野区でも例外ではない。これも勘案して、いろいろと考えた末に出した結論ではあると思うのですけれども、例えば、地域の中で私たちも苦渋の選択を迫られている東部のほうですね。いわゆる東中野地域のところ。実はあそこの東部のところの小学校としては、塔山小と谷戸小と桃二小の一部を一つの核として、その子どもたちはどこの中学校に行けるのかということになりますと、第三中学と第十中学ということになってくる。その校地面積、建て替えの時期ということを考えて中で、また、特に三中と十中のことについては、十中の用途地域のことがあって、十中のほうが将来的にもしかしたら高層化できるような用途の条件にある。本来であれば、東中野というところにそういうコミュニティの核となるようなものが必要だという考えは十分にわかるのですけれども、そんな中の苦渋の決断としては十中を選ばざるを得ないという状況には来ているのではないかと思うのです。用途地域だとかそういうことについて、私たちが検討する上でもう一度確認しておきたいのです。というのは、三中と十中というのは校地面積が何倍も違うわけではないのですよね。それが1点。

あと、私たちも考えたのは、中野区という地域の中で、学校の位置としてのバランスのことも考えられるかなと。例えば、今、南のほうの中学が非常に少ないですよね。ということもあるのかなと思うのです。

この2点についてもう一度ご説明をお伺いしたいと思います。

副参事（学校再編担当）

三中と十中のそれぞれの学校の比較につきましては、資料をお配りしております。それを見ていただきますとわかるのですけれども、まず校地面積につきましては、三中は約9,000平米で十中は約1万平米ということで、約1,000平米の差ということになります。建物面積についても、三中は約5,000平米、十中は約5,700平米ということで、こちらは約700平米の差ということになります。ただ、この建物につきましては、大規模改修ですとか、将来的には建て替えといったことを行うと、その広さについては差が変わってくるということが

考えられます。それから、用途地域につきましては、三中は第一種中高層住居専用地域ということになっておりまして、建ぺい率が60%、容積率が200%、十中のほうは第一種中高層住居専用地域と近隣商業地域にまたがっております。近隣商業地域のほうは建ぺい率が80%で容積率が400%になっております。そうしますと、建て替えのときに現規模の建物を大きくすることが可能だというふうに考えております。三中の場合は現状の建物の大きさを確保することがなかなか難しい。もしそれを確保しようとする、校庭の面積のほうに影響を及ぼしてくるというようなことも考えられると思っております。

それから、通学距離の問題です。三中と十中の統合で一つの通学区域になります。どちらかを統合新校にするわけですので、その場合の通学距離が三中では直線で約2キロ(2,000メートル)という形になります。十中の場合は直線で約1.7キロ(1,700メートル)になります。その差が300メートルです。そこをどう評価するかということになると思いますが、なるべく通学距離を短くというような意見もございますので、そこら辺をどう考えるかということになると思います。

今回の再編で、中学校の場合、統合して通学区域が広がりますので、通学距離が伸びます。この三中と十中の統合以外に四中と八中の統合を考えております。そちらのほうも通学距離が若干伸びまして、今、想定している通学距離としてはここが約1,800メートルという形になります。三中にした場合には、さらにそれを上回る約2,000メートルという通学距離になりますので、そこをどう考えていくか。

それから、中野区全体を見た場合の中学校の設置のバランスといったことを考えますと、今、山田委員がおっしゃったとおり、十中の位置に統合新校をつくらない場合には、中央線の南側には南中野中と二中の2校だけになってしまうという形になります。さらに、青梅街道と中央線の間には中学校がなくなるというようなこともございますので、全体的なバランスも考える必要があるのかなというふうに思っております。

私からの説明は以上です。

飛鳥馬委員

今の関連ですけれども、用途地域のところで、十中のほうは近隣商業地域が含まれているという話がありました。今わからなければ後日でもいいのですけれども、校地の何パーセントぐらいが近隣商業地域になっているのか。第一種と近隣商業と両方あるのだと思うのですけれども、将来、改築等を考えたときは、周りに広い道路等があれば、日影規制とかいろいろ問題があったときに建てやすくなるだろうと思うのです。近隣商業地域が建ぺい

率80%の容積率400%というのは、校地に占める割合がどのくらいになるのか。後で結構ですから教えてください。

副参事（子ども教育施設担当）

近隣商業地域の面積の詳細についてはちょっとわからないのですが、環状6号線、山手通りがありまして、そこから30メートル入ったところが基本的には近隣商業地域になっておりますので、図面上からいきますと5分の1程度の面積だと思います。最終的には、建ぺい率、容積率の点です。建ぺい率の算定の方法ですが、加重平均というやり方をします。敷地に第一種中高層住居専用地域が何パーセントあって何平米ある、近隣商業地域が何平米あるという、その面積を足し合わせて、全体の面積で割って行って、最終的に建ぺい率というのが出てくる。容積率も基本的には同じなので、それで何階ぐらいの建物が建つかということ具体的に判断していくことになります。

大島委員

三中と十中のことについては、今ご説明があったとおりなのですが、こういうことは言ってもしょうがないことなのですが、個人的な感想としては、理想を言えば、中学校の通学区域の真ん中に近いぐらいの位置に学校があるのが一番望ましいとは思いますが、ほかのところもそうですけれども、中野の学校というのは通学区域の端っこのほうにある学校が比較的多くて、この三中と十中は両方ともどちらかという端に近いところにあるわけです。本当は、真ん中辺に校地を取得してということができればいいのですが、けれども、それも現実的ではない。それから、谷戸小学校が比較的真ん中に近い地域があるので、谷戸小学校を中学校にできないのかなどということもちょっと考えたのですが、校地の面積が狭いし、これ以上広げられないという地理的状況があってそれもできないというようなこと。我々もいろいろなことを考えて、なるべくいい環境にしたいと思いつつも、現実的には、三中か十中かどちらかを選択せざるを得ない。気持ちとしてはちょっと苦しいところもあるのだけれども、比較して、今ご説明があったようなことから十中を選ばざるを得ないというようなことです。気持ちのことを申し上げてもしょうがないのですが、いろいろな悩みがあったということです。

山田委員

先ほど子ども教育施設担当からご説明いただいたわけですが、きょういただいている資料に、中野神明小・多田小・新山小、それから三中・十中の校地面積と建物の面積が出ているわけですが、例えば中野神明小とか多田小についても近隣商業地域が少

し入っている、十中と三中にしても、十中のほうが近隣商業地域が入っているということで、今の建物の面積が比較的建てられている現状を踏まえると、もし建て替えとかをした場合にも、近隣商業地域に含まれているほうが建物の面積は高く建てやすいとか広く建てることのできるということの考え方で基本的にはよろしいのでしょうか。確認をさせていただきます。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。建て替えの場合にはこの用途地域が結構重要なのですけれども、大規模改修の場合は、現状の躯体を残したまま改修いたしますので、それほど影響はないということになります。

教育長

今いろいろご議論いただいて、特に土地の形状というか用途地域のことでご議論いただいているのですけれども、この教育委員会で再編の第2次を検討しようというそもそもは、皆さん方もお気持ちは同じだと思いますけれども、中野の教育をよくしていこうということが大前提にあって、そのことを踏まえて小・中の連携教育をしていきたいと思いますとか、地域との連携を強めていって学校を支えていただく仕組みをつくりましょうというようなことだったと思うのです。ただ単に二つの学校を一つにするということだけではなくて、できる限り教育環境をよくしていきたいということは教育委員会の願いだと思っていますし、努力もしていかなければいけないと思っています。改修ということだけでなく、今後50年以上の長い時間を見据えたときに、建物の形状といいますか、教育活動により資するような建物が建てられる選択の余地が多いほうが、私たち教育委員会が目指すところが実現できる可能性が広がるのではないかと。中野の土地の中ですので限界はあるのですけれども、可能性がより大きいほうがよろしいのではないかと議論だったというふうに認識しています。

飛鳥馬委員

ほかの学校のことでありますけれども、桃園小学校と向台小学校のところでの説明会の意見の中に、「道路が狭いので心配だ」という意見があったと思うのです。「桃園小学校で緊急車両が入れないところがある」とかなんとかという話がありましたけれども、緊急車両が入れるかどうかは1点。

現在の道は区道なのでしょうか、都道なのでしょうか。あるいは、道幅は4メートルなのか、6メートルなのか。あるいは、区道であれば、将来的にセットバックをして何十年

か先に広がる可能性もあるのかどうか。その辺の見通しは何かあるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

「桃園小の周辺の道路が狭くて緊急車両が入れない」というような意見がございましたけれども、救急車等が入っておりますので、緊急車両が入れないということはないというふうに認識しております。桃園小の周辺は住宅が密集しているということは確かにございますので、これからのまちづくりといったことで、この地域をどうしていくのかといったことも考えなければいけないと思っております。そういった意見については、まちづくり所管分野にも情報提供しております。

そういった問題がございますけれども、この再編に当たりましては、統合新校をつくっていく上でどちらのほう为学校施設としてよりよい教育環境を整えていけるのか、学校施設の面を中心に考えていくことが必要なのかなと思っております。

高木委員長

多分、意見交換会で出たのは、現状で入れないということよりも、災害時等にいろいろな車両が入れないというような意見なのかなという理解をするのですね。ただ、基本的な校地面積が桃園小のほうが50%以上広いということと、北側にある東京国税局の寮が将来的には廃止されるということもありますので、将来的な用途を考えると、桃園小学校の校地・校舎を使用したほうがよりよい環境が整備できるのではないのかなとは思っています。

教育長

今、委員長からお話がありました国税局の宿舎ですけれども、そこについては、中野区として既に「購入したい」という意向を国にも伝えているところです。また、近くにあります旧郵政宿舎については、既に区で購入をして、一部近くの大学にお貸ししているという状況はありますけれども、そういうところを種地にして、今後、災害に強い街にしていこうという計画もありますので、そういうことを考えますと、桃園小学校周辺については、今後、居住環境や地域の環境が大きく変わる可能性というはあるというふうに思っています。

高木委員長

私からよろしいでしょうか。

新山小学校のPTA会長さんから要望書というか意見書をいただいたときに、私がよくわからなかったのが、新山小学校は借地が8割ぐらい占めているのですけれども、借地のほうが中野区としてはコストメリットがありますというようなことが書いてあったのです

が、そこら辺、もし事務局のほうでわかったら。一般の会社ですと、資産で持つより借りたほうが損益に計上できるというメリットがあるのですが、私ども学校法人の場合は、基本的に土地を保有しても税金を払いませんし、中野区は国に税金を払わないので、借地であるメリットというのは、私、よくわからないのです。そこら辺、もし事務局でわかれば。

副参事（学校再編担当）

借地を学校用地として利用する場合に、他で利用する借地よりも借地料が減免されているということはありません。したがって、仮にここを区として取得するということになりますと一定の金額がかかりますので、そういったことの比較なのかなとは思われますけれども、真偽のほうは不明です。

高木委員長

借地として使用している場合、例えば、改築、いわゆる建て替えとかの場合は、更新料ではないのですけれども、そういうのを国でも払わないといけないのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

国のほうの国有財産法がありますので、その規定で管理が決まっております。その管理の中で建物の改築、建て替えといったことをする場合には、承諾料を支払うことが必要な場合もあります。

大島委員

先ほどちょっとお話に出ました、この資料にもあるのですけれども、上鷺宮一丁目のところについてご意見が出て、我々の計画では鷺宮小のほうの通学区域に入れるという計画なのだけれども、そうではなく、上鷺宮小のほうの通学区域に入れたほうがいいのではないかというご意見があったということなのですが、これについてその理由とかをもう少しご説明いただきたいのです。

副参事（学校再編担当）

お手元に「上鷺宮一・二丁目の取り扱いについて」の資料をお配りしてあります。それを見ていただきたいのですけれども、素案に対しまして出された意見の中で大きかったものとしては、町会区域との整合の問題です。この上鷺宮一・二丁目のうちの現在の鷺宮小の通学区域になっている町会ですけれども、ここが上鷺宮小学校のほうの町会と同じ町会ですので、中学校の通学区域を見直すのではなく、小学校の通学区域を見直して上鷺宮小の通学区域にしたほうが町会との整合がとれるので、町会に合わせて通学区域の変更を見直してほしいというのが意見の内容です。

その比較をした場合に、この資料にあるのですけれども、町会との整合性が図られると
いうことのほかに、修正した場合には幹線道路の横断の問題が出てきます。幹線道路の横
断について、現在考えている素案では、この地域から新青梅街道と中杉通りを渡って小学
校に通うという形になりますけれども、小学校の場合は中杉通りだけで済むというよう
なこと。中学校については、現在は新青梅街道、中杉通りを越えて通うという形になっ
ていますけれども、中学校の北中野中に合わせた場合には中杉通りだけの横断で済むとい
うようなこと。それから、これは統合新校が若宮小の位置を想定していますけれども、そこ
に通うようになった場合には、さらに西武新宿線を渡ることになる。それも解消される
というのが意見交換会で出された意見です。

一方、通学距離を考えますと、小学校の通学距離は、現在この地域からの通学距離は、
鷺宮小の場合は約400メートル、八中の位置になります統合新校は約500メートルになり
ます。一方、上鷺宮小にした場合には約700メートルになるということで、素案を見直した場
合のほうが若干遠くなってしまいます。それから、中学校の場合については、現在の八中
に通う場合は約500メートルです。統合新校になった場合には約1.1キロ（1,100メートル）
になります。素案を見直した場合には約1キロという形になります。したがって、中
学校では通学区域を見直したほうが通学距離が若干短くなるけれども、小学校については
見直すことによって遠くなってしまいます。

素案も、素案に対して出された意見についても、それぞれメリット、デメリットがある
のかなというふうに考えております。

大島委員

新青梅街道を横断しなければいけないという点についてですが、小学生から見た場合に、
その危険性というのはどの程度のものなのかは把握していらっしゃいますでしょうか。

副参事（学校再編担当）

この地域については、現在も新青梅街道を横断して鷺宮小に通っております。したがっ
て、横断歩道、信号等は整備されております。幹線道路ですから、できれば渡らない
に越したことはないのですけれども、きちんと安全が確保されているというふうに考
えております。

山田委員

今回の再編に当たって通学区域のことは、原則としては小学校の通学区域を基本にして、
それを堅持して、なるだけ現行のままということでの素案を出したのですけれども、今

回のご意見は検討に値する意見かなというのは、前期の反省の中で、子どもたちの安全というのはきちんと担保しなければいけない。そこと通学距離との問題が出てくると思うのですけれども、例えば、もし今回の案を取り入れたとして、上鷺宮小学校まで約700メートルですよ。700メートルを超える小学校の通学区域はほかにも存在しているかどうか、もう一度確認したいのです。

副参事（学校再編担当）

最長の通学距離ということで考えれば、700メートルを超えて通学している通学区域はございます。

山田委員

中学校についての通学距離は、我々も余り議論はしていませんが、小学校については、安全と通学距離というのはかなり慎重に議論した経過があると思うので、幹線道路を二つ横断するということの危険といいますか、安全面を考慮すると、このご意見も検討に値することになるかなと思っています。

高木委員長

ここについては、8月の教育委員会でも、こういう区割りができないかなというのはちょっと議論が出たと思うのです。そのときには、原則、小学校区に合わせるということと、まだ個々の統合新校の位置とかがはっきり出ていなかったもので、そのままになってしまったと思うのですね。

あと、この資料の中の幹線道路の横断ですけれども、意見交換会で出された案で、中杉通りの横断とありますが、この案だと、実際は上鷺一丁目1～2番地以外は中杉通りも横断しなくて済む形になるのですね。だから、対象エリアの3分の2は幹線道路を全く横断しないで上鷺宮小や北中野中に行けるような形になるということ。

あと、ちょっと気になったのは、鷺宮小・西中野小の統合新校がやや大きいかなというのが我々もあるのです。確かに、小学校の距離は、私が見たときには200メートルの差は出なかったような気がするのですが、上鷺宮小のほうが若干遠いのは遠いのです。ただ、デメリットとしてはそれぐらいで、この案はちょっと検討してもいいかなという気がするのです。こういうような意見交換会の中で、ここ以外で具体的に出てきた通学区域の取り扱いというのはほかにありますか。

副参事（学校再編担当）

意見交換会の中では、見直してほしいという形では出てきませんでした。ただ、関係団

体、PTA連合会等に説明したときには、こういうところも見直せなかったのかなということの意見は若干いただいております。

大島委員

出た意見の中で、今回のように、町会が分断するからという、その点を理由としてのご意見というのはほかにはあったのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

「町会の区域に合わせてほしい」という意見は何か所かで寄せられました。その際には、「町会の区域はできるだけ尊重して考えています。解消が図れるところについては整合性を図る形で解消するように考えましたけれども、町会の区域と通学区域は必ずしもそろっておりませんので、全てを満たすことは難しかった」という形でお答えをしております。

教育長

非常に難しい問題だと思うのです。どちらもメリット、デメリットがありますので。ただ、今、該当している当該の地域については、今、鷺宮小学校の通学区域になっていまして、子どもたちが、幹線道路を二つ、中杉通りと新青梅街道と両方渡って通っている状況は今でもある中で、山田委員がおっしゃったように、安全と通学距離というのが微妙に関連あるということを見ると、300メートルの差をどう見るかということになると思うのですけれども、上鷺宮小に行くのが700メートルということになってしまっていて、今の鷺宮小であれば400メートルということなので、近いほうをとるという考えもあるのかなというふうには思います。また、この地域は鷺宮小学校区になってかなりの年月がたっていますので、地域としてもそういう連帯性はあるのかなというふうには思いますが、山田委員がご心配になるような点も考慮する必要はあるかというふうに思っています。

山田委員

町会のことは、やはり学校の小中連携という話も出ていますけれども、その中にはやはり地域との連携もありますので、町会の意向に沿ったことも考えていかなければならない。非常に難しい話ではないかと思うのです。小学校の通学区域に合わせていくということの原則論はいいと思うのですけれども、地域からかなり強い要望が出ていて、なおかつ、安全面での配慮に対して私たちが考慮できるのであれば、多少のフレキシビリティは持っているのかなというふうに思っていますけれども、なかなか難しい。その歴史的な経過は私もわからないので、それは難しい経過かなというふうに思いました。

高木委員長

このエリアだけで決めるというのもなかなかしづらいので、事務局で整理していただきたいと思います。

まず、漠とした要望で「町会の区域に合わせてほしい」というのは、我々は最大限配慮したつもりですので、それはもうどうしようもないのですが、例えば、意見交換会や関係団体の中で具体的な要望が出てきて、なおかつ、このように子どもの安全性とかそういう点で検討できるような案がもしあるとすると、ちょっとピックアップしていただけますか。あわせて検討しないと。原則論は原則論なのですけれども、何のために統合するかというと、原則のために統合するのではなくて、よりよい教育環境、子どもの安全のためなので。ただ、ここだけやると、「じゃあ、我々の言った意見は？」ということになると不公平になりますので、そことあわせて検討したいと思います。

飛鳥馬委員

課題の4番目の学校再編に当たっての具体的な検討というところですが、今まで小・中学校の連携推進ということについてはかなり話をしてきたと思うのです。もう一つは、小・中の連携だけではなくて、学校と地域や家庭との連携という問題があると思うのですが、これも多少お話しはしてきていると思います。特に、後のほうで言った地域・家庭との連携は今推進しているのですけれども、私の感じでは、ちょっと壁に当たっているのかなと。もうちょっと進めるためには何か考えなければいけないだろうと。これ以上連携を進めていくためにどうするかということです。

そこで今、私たちが論議して、来年度から実現すると思うのですけれども、次世代育成委員会を中心にした地域の学校支援ボランティア等々、もう一つは、区の職員が学校を援助できればという案もありますので、そのところが今、地域や学校が突き当たっている壁を打ち破るいい材料というか、チャンスなのかなと思うのですね。ですから、次世代育成委員さん等の協力と、区から派遣される職員の協力がかねめではないかと思うのですが、それについて何かご意見があったら教えてください。

副参事（学校・地域連携担当）

今、飛鳥馬委員からお話がありましたとおり、次世代育成委員会を中心にした学校支援会議とか、学校と地域、PTAとかが入った学校を支援する会議も設置をさせていただいて、そういったところでどういう学校の支援ができるかというようなお話し合いもさせていただいております。そういった中で、今、コーディネーターとして役割を果たしている次世代育成委員会により一層のご活躍をいただくような形でのサポートを当然

していくということもありますし、学校自体に今ご提案をさせていただいております区の職員の配置等、そういったところの中でも、学校現場自体の教育に集中していただくみたいな部分での新しい職員、コーディネーターとの関連づけというのも課題だというふうに思っております、そういった点でも地域との連携を深めていく考え方の一つかなというふうに考えているところでございます。

高木委員長

学校再編に伴う指定校変更の取り扱いのところですが、こちらはやはり「指定校変更を認めてほしい」という方と「認めないでほしい」という方と両方の方がいらして、それぞれにメリット、デメリットがあって、きょう配付の資料で、表に整理していただいてよくわかるようになっていると思うのです。これも、どっちがいい、悪いというのは難しいと思います。ただ、前期の再編のときに、教育委員会としていろいろ議論して、ここはかなり議論したところだと思うのです。指定校変更を認めるということで熟考して、その結果、もしそこで大きな問題があるのであれば、今回、第2次ということなので、改めると思うのですが、逆にいうと、特に大きな問題はないということであれば継続なのかなど。改めるべきところであれば改めるのですけれども、ないのであれば、おおむね教育委員会の判断は、もちろんメリット、デメリットはあるのですけれども、どちらがよりメリットが多かったか、あるいはデメリットが少なかったかという、妥当だったという判断になるのです。事務局としては、前期の再編終了後の指定校変更の取り扱いについてはどういうふうに評価していますでしょうか。

副参事（学校再編担当）

前期の統合に伴います指定校変更の特例の取り扱いについてですけれども、一番大きなデメリットとしては、統合対象になった学校で統合新校とまらない学校のほうの子ども数が指定校変更によって少なくなってしまうということだと思います。しかしながら、そういった学校に対しても教育委員会としては最後まできちんと支援していくということでやってきたところです。そういったことも考えますと、今回の統合に当たりまして、同じような形で、再編に伴う特例を認めないということもなかなか理由が難しいかなというふうに思っているところです。

山田委員

前期の計画をしたところで、この指定校変更についてはかなり議論をしたことを覚えています。特にそのころは、学校選択制の議論があった中での再編計画を打ち立てた関係も

あって、選択制はそこで一度ロックをしてしまいました。そのかわり、指定校変更を弾力的に運用することで、前期の場合には小規模化の解消ということを主眼として置いたわけです。ただ、今回の場合と前期と違うのは、今度のほうが計画期間が長いということ。統合再編が決まっている場合、おそらく保護者の皆様方からのご意見は「現行の指定校変更のままでやってほしい」という意見が強くなってくるのではないかと思います。もしそこを認めないとなると、またそこでいろいろご議論があるだろう。ただ、認めた場合に、どうしても子どもたちの数が少なくなってしまう学校がある程度長期にわたってしまうことについては、私たちは最後の最後までその学校をきちんと運営していくという力強い姿勢を見せて、そういうことを確認して進むしか方法がないと今思っており、それが前期の検証の結果ではないかと私は思っています。なので、今になって指定校変更を認めないということはなかなか言えないのではないかと。

それから、ちょっと危惧した、通学区域の変更に基づいて兄弟姉妹などの指定校が変わってしまうことについては、特例で救済できるのであればその点も現行のままでいけるのではないかとこのように思っています。

高木委員長

今、山田委員から発言がありましたので、通学区域のみ変更する場合の、意見交換会でご質問が出た兄弟、姉妹等の場合の対応について、事務局から説明していただけますでしょうか。

副参事（学校再編担当）

通学区域変更のみの場合には、例えば、平成31年度に通学区域を変更しますと、平成31年度に入学するお子さんについて、仮に、Aという中学校が通学区域だったところが平成31年度からBという中学校の通学区域に変更になった場合の話なのですが、平成31年度に通学区域を変更しますと、平成31年度の新入生からBの中学校に通うという形になります。そうしますと、兄弟姉妹がいて、前の年度に指定校に通うとすると、そのお兄さん、お姉さんはAという中学校に通っております。通学区域の変更をしますと、平成31年度以降の弟さん、妹さんについてはBという中学校に通うという形になります。在学中に違う中学校に通うという可能性が出てくる場合があります。在学中に違う中学校に通うのは、保護者の方への負担も多くなりますので、現行の指定校変更の理由の中でも、兄弟姉妹に対して指定校変更を認めて別々の中学校に行っている場合には、下のお子さんについても認めるという基準があります。それは「上のお子さんに対して指定校変更を認めて

いる場合」という条件がついているのですけれども、今回の場合は、指定校を変えることによって、上のお子さんには指定校変更をしたのと同様の現象が起きてしまっているという形になりますので、その場合には、その基準を準用することによって下のお子さんについても指定校変更を認めていくことが可能ではないかというふうに考えております。

大島委員

済みませんが、今の説明をもう1回確認したいのです。

例えば、お兄さん、お姉さんがAという学校に通っていて、平成31年度からその区域がBという通学区域になったと。そうすると、その下の弟、妹はBという学校が指定されてBに入学する。そうすると、上の子はA、下の子はBというふうに分かれる現象が起こることだと思いのです。その場合、上のお兄さんも下の子に合わせてBに変更できるということなのか。逆に、下の子はBに変更になった区域なのだけれども、お兄さんがAに行っているからAにも行けるという、両方できるのか、その辺をお願いします。

副参事（学校再編担当）

非常に細かい話なのですが、現状の指定校変更の基準から考えますと、上のお子さんについては、指定校変更をする理由が特段なければ、そのまま指定校のAという学校に通っていただきます。その場合に通学区域の変更をしますと、下のお子さんについては上のお子さんと指定校が変わってしまうということが出てしまうので、下のお子さんについての指定校変更を認めようというものです。

高木委員長

中野区の基準ですと、新1年生の段階でお兄さん、お姉さんがいるところに通わせるのはオーケーという規定が現状あるので、それを準用ということですね。下の子が指定校変更でこっちに行くから、お兄さん、お姉さんが途中で移るとするのは今のルールではできないですし、それはやる予定がないということです。学校教育法施行規則でしたか改正になって、指定校変更については文部科学省からかなり細かく指示があって、各市区町村教育委員会が基準を明示しろということになったのですね。中野区はホームページで開示して、一応それに沿ってきちっとやっているという認識を私は持っているのです。その中にそういう規定がありますので、学校再編に伴わない場合は、そこで猶予期間を設けて指定校変更を認めるというのは理がない。ただ、そこによりがたい場合は、現状の中野区における指定校変更の承認に関する基準の中で、例えば、特に体に障害があるとか病弱等の理由で診断書を出して認められれば指定校変更ができますので、そういった形で十

分対応できるかなと私は思います。

あと、小規模化が進むということに関しては、前期の中でも、私の地元ですと、六中と十中の統合、あと、沼袋小・緑野小・野方小の統合があつて、校地・校舎を使わなかったのが六中と沼袋小。沼袋小はもともと少なくて1学年1クラスだったのですが、最後は逆に児童がふえたのですね。そこは、区の教育委員会としてきちっと支援していく姿勢を見せるということはずごく大切。ただ六中は、正直に言うと、最後の年は3年生が40人、2年生が20人、1年生が10人で少なかったですね。もともと小規模化したのがちょっと進んでしまったのがあります。ただ、中後期の再編は、そこまで小規模化しているところはそれほどないので、現状、各学校、きちっと教育をやっていると思いますので、懸念はあると思うのですが、基本は学校再編に伴う指定校変更を認める。前期をやつて、指定校変更を認めた結果、物すごくまずかったということであれば、やはり継続なのかなと思うのですが。

教育長

指定校変更を認めるか認めないかということとは直接かわりがないかもしれませんが、円滑な統合を進めていくための手段として、指定校変更の課題が出てきていると思うのです。小規模になった学校については教育委員会としてできる限りの支援をすることによって、統合の終了まできちんと豊かな教育活動ができるようにということも今後考えていかなければいけないことです。

あと、素案にも書いていますけれども、統合の準備に当たって、統合の組み合わせが決まった学校同士うまく連携して、交流して、統合を迎えるかということも、教育委員会としてはできる限り両方の学校を支援していくということも考えていかなければいけない。前期の計画でもそういう取り組みをさまざましてもらった結果、円滑な統合というのができたと思いますので、そういうことも忘れてはいけなかなというふうに考えています。

飛鳥馬委員

指定校変更を認めることに原則的には賛成なのですが、再編計画が出てくると、指定校変更したいというお子さんも出てくると思うのです。いろいろなケースが考えられるので難しいのですが、一つは、認めることは認めるのですが、できるだけ今の学校に通いましょうという雰囲気をつくることも大事だと思うのです。届け出たから、「はい、そうですか」と全部受け取ってどんどんやるということではなく、計画が出る前に学校なりPTAさんなりに非常に丁寧に説明して、「最後まで面倒を見ますよ」という

ことをしっかりと説明する必要があるのだと思うのです。それは非常に大事だと私は思うのです。

私の知っているところでは——皆さんも知っているかもしれませんが、中学校ですが、再編計画で1学年がゼロになった学校があるわけです。中学校は1年、2年、3年で、入学生がゼロです。そこまで覚悟しないといけないだろうと思います。面倒を見るということは、だけれども、その学校は次の年に新生が10人ぐらい入ってきたのです。1学年は歯が抜けたわけです。つまり、地域の方とか、お母さん方とか、上級生とか、「もう1回、この学校はみんな行こうね」という運動をいっぱいやってきて、また戻ってきた。実際にそういう事例があるのですね。だから、口で「最後まで面倒を見ますよ」ということは、やはりそういうことも考えながら、1人でも、ゼロでも、歯が抜けても、その学校がなくなってしまうわけではないので、ほかの学年がいるわけですから、そういうことも考える必要がある。

そういうときに、指定校変更というのは、何回も言われているように、病気とか、体の都合でとかというのは当然あると思うのですけれども、こういうことで出てくると、友達関係でごそっと行ってしまうのですね。1人、2人ではなくて5人、6人と団体でというケース。どういう届け出になるかわからないですけれども、そういうことまで予想しながら、最後まで面倒を見ます、そのためにはこういうふうにやりますということを前もって言っていないと、あけてみたらたくさん出てしまったというのではなくて、そういう努力をする必要があるのかな、理解を求める必要があるのかなというふうに思っています。

高木委員長

あと、指定校変更については、「中学生にも距離による指定校変更を認めてほしい」という意見が出たと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

山田委員

先ほどもちょっと発言しましたがけれども、小学生については、特に1年生、2年生はまだまだ体力もないですから、通学距離の問題は非常に大切な一つの指標ではないかなと思いますし、もちろん、それにプラスしての安全面での配慮が必要だと思います。

中学生についても、もちろん安全は大切だと思うのですけれども、通学距離がそれほど長くならなければ、そこそこ体力がついていると思いますし、歩いて通えない距離ということはまずないと思います。文部科学省は中学校の通学距離をおおむね6キロメートルが適正としています。6キロメートルというところは都内ではないと思いますし、中野区内

でも2キロメートルぐらいが限界だろうと思っていますので、その辺が子どもたちが通学できる距離ではないかなというふうに思います。その距離については、安全面が配慮されていればご了解いただくことでよろしいのではないかなと私は思います。

教育長

私も山田委員と同じ意見です。意見交換会では、「中学生が通学距離による指定校を認めてほしい」という意見と全く反対のご意見もあったというふうに聞いているのですけれども、その辺はどうですか。

副参事（学校再編担当）

指定校変更につきましては両方の意見が出ております。「指定校変更について基本的に厳しく厳格に対応してほしい」という意見と「厳し過ぎるので緩やかに認めてほしい」という意見がありました。その「緩やかに認めてほしい」という意見の中に、「中学生についても通学距離による指定校変更を認めてほしい」という意見があったというふうに認識しております。一方、「厳格に運用してほしい」という意見がありました。そちらのほうは、「指定校変更を厳格に行わないと、そのことによって学校の小規模化が進んでしまう心配がある」というようなことから、「厳格に運用してほしい」という意見がございました。

今回の中では、指定校制度によりまして小・中学校の連携を進めていくというようなことも素案の中で考えているところでもありますので、そういったことも考慮する必要があるのかなというふうに思っております。

教育長

中学生の通学距離で、「もっと歩いたほうがいいのか」と。

副参事（学校再編担当）

「中学生の通学距離について近い学校への指定変更を認めろ」という意見が出た際には、それに対する会場からの意見として、「体力面といったことからもちろんと歩いたほうがいいんだ。中学生の通学距離については余り考慮しなくていいんだ」というような意見もございました。

高木委員長

指定校変更については、だんだん緩めていくと、結局それは学校選択制になってしまうと思うのですね。我々は、小学校・中学校の連携教育とか、地域・学校・社会の連携ということで、指定校制度を基本にしていますので、基本はそこが原理原則。でも、体が弱い

とか、小学校1・2年生でどうしても通えないという場合。1・2年生だけで3・4年生は戻すというわけではないのですけれども、そういう現行の基準でやっていくのが理があると私は思うのです。

大島委員

その点について、前提として、私の理解が合っているかどうかちょっと整理させていただきたいのです。

今言っている「小学生のときに通学距離で指定校変更を認めていいのではないか」というのは、例えば、AとBという小学校があって、今、A校に通っている子がいて、今度、統合されることになって、統合新校がBという学校になったとします。そうすると、この子からすると、統合新校のBはちょっと遠い。それよりも、今通っているのではない隣のCという学校のほうが統合新校より近くなるというような場合に、このCに指定校変更することを認めていいかどうかという問題だという理解でいいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

今、大島委員がおっしゃったケースは、統合に伴う指定校変更の特例のケースに当たるというふうに思っております。一般的に、小学生について通学距離の近い学校への指定校変更を認めているというのは、今、指定されているのがAという小学校だとします。その住んでいるお子さんがその通学区域の端に住んでいて、指定校ではないのだけれども、Bという小学校のほうが近い場合には、そのBという小学校に通うということを認めるというのが指定校変更の基準にあるということです。

大島委員

私が申し上げたのは、統合に伴ってということだったのです。A、Bが統合してBになるのだけれども、Aに通っている子が今度Bだと遠いからというので、もっと近いCに変更することができるかというのが統合に伴う指定校変更の問題だとして。

今、中学生でも通学距離でどうかという問題は、それと同じように、中学生でも統合新校のBだと遠いので、もっと近い別のC校への指定校変更が認められるかという問題だということですか。

高木委員長

つまり、今回の再編で、中学校区をきちっと整理しましょう、それで小中連携をやっていきましょうという形にしましたよね。その結果、中学校区をまたいで反対側の隣接する中学校区の小学校のほうが近い。そこは指定校変更を認めた場合。でも、中学生になると

きには、その小学生がみんな行っている中学校ではなくて、もともとの自分の中学校区の中の中学校に行かなくてはいけないのですかという質問だと思います。

大島委員

そうです。

副参事（学校再編担当）

失礼しました。質問を取り違えておりました。

委員長がおっしゃったとおり、中学校は中学校の指定校がありますので、そちらに通っていただくという形になります。

高木委員長

それは現行もそういう扱いです。ただ、例えば、特に体が病弱という場合はまた別です。それは、診断書等が出て判断しますが、単に通学距離が近いとか、幹線道路を横断することだと現行でもだめなので、それは現行どおりということによろしいですか。

大島委員

今、整理していただいたような理解を前提にしますと、我々がもともとやろうとしていたのが、一つの中学校を中心に二つか三つの小学校でブロックをつくって小中連携教育を推進していこうという考え方なので、できれば、そのブロック内の児童はその小学校、その中学校に通ってもらいたいというのが理想的な原則なので、今言ったような、小学校については通学距離の問題とかでほかのところに行っていたとしても、やはり中学校ではもとの予定されていたブロックに戻ってもらいたいということが我々の望みでもあります。中学生については、ある程度の体力もあるということで、少し長い通学距離ということでもそんなに問題はないのではないかと。一般的な基準で個別に指定校変更しなければいけないという理由があれば、それはもちろんまた別ですけども、原則としてはそういうことで、ちょっと長くても通っていただくということでいいのではないかと私は思います。

山田委員

先日の傍聴者の方から「幹線道路による健康被害、ぜんそくのことについてはどうなのか」ということのご意見をいただいたわけですが、私は、小学校区の学校医なので、その点で、最近特にぜんそくがふえているということはわかるのですが、幹線道路である環状6号、環状7号の近くの小・中学校にぜんそくの子がふえているということのデータがあるかどうかは、次回ぐらいに調べておいていただけませんか。私はないと思っているのです。

と言いますのは、東京都がディーゼル規制もやりましたし、環状7号のぜんそくというのはその前に起きた事例であって、最近では、どちらかというところ、食物ですとか、ほこり、ダニなどによるぜんそくはふえていると思いますけれども、いわゆる環境因子の強いようなものでのぜんそくの発症がふえているという理解は私は余りしていませんので、私の仲間の中学校の先生方にもお伺いしたのですけれども、「そういった理由でぜんそくがふえているわけではない」ということもいただいていますので、もしデータとしてあれば次回または、今あればということですが、いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

ぜんそくの指摘の前に、まず、空気、大気の話を中心として説明したいと思います。

中野区内において、二酸化硫黄、二酸化窒素、それから浮遊粒子状の物質といったものは国の環境基準に適合しております。したがって、中野区内の特定の学校について、特段、大気の状態が悪いといったことはないというふうに認識しております。特に山手通りにつきましては、十中の近辺、東中野において東京都の観測所がございます。そこでデータをとっておりますが、それでも大気汚染については国の環境基準に適合しているというデータが出ております。

それから、今、区立中学校しかデータがないのですけれども、中学校の定期診断で気管支ぜんそくの生徒の数が中野区内全体で250名ぐらいいらっしゃいます。データとしてはそのぐらいの数がございます。

山田委員

山手通り、環状6号が今かなり整備されていますけれども、あそこにすごく大きな排気塔が出ていますよね。そこで東京都が調べているデータということの理解でいいですか。あのとき、周りの住民の方が非常に心配された経過があるのです。そういったことでぜんそくとの兼ね合いを非常に心配されていると私は理解しているのですけれども、そのことで東京都が調べたということによろしいですか。

副参事（学校再編担当）

東京都が調べているのは、東中野測定所というのがあります。これは旧東部地域センター、今の東部区民活動センターに設置されている観測所です。

山田委員

東部といいますと、十中のちょうど手前ぐらいのところですね。わかりました。ありがとうございます。

高木委員長

個別のお子さんについては、もしかすると、特に過敏な方がいて、そういうところにちょっとでも行くと悪くなるという方はいらっしゃるのかなと思うのです。ただ、客観的なデータで、一般論としてそういうデメリットがあるのかどうかというのを我々は判断していかないといけないと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、事務局は、ただいまの協議を踏まえ、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】」の策定に向けて事務を進めてください。

次に、協議事項の2番目、「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について」、ご説明いたします。

改正理由ですが、本年11月2日の当委員会第35回定例会におきまして、中野区立図書館指定管理者候補者の決定について議決をいただきました。今回、それに基づきまして、平成25年4月1日施行予定の中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例に定める休館日と開館時間の内容を上回る企画提案が指定管理者候補者から提案されているため、条例改正を行うというものでございます。

次に、改正の内容です。休館日につきましては、中央図書館を含む4館は、現行、毎週月曜日を休館日としておりますが、これを毎月第2月曜日とします。ただし、中央図書館につきましては、2月、6月、11月に限りましては第4月曜日を休館日とします。これは、中野区もみじ山文化の森施設条例で定める文化センターの休館日に合わせたものでございます。南台図書館を含む4館につきましては、現行、毎週木曜日としておりますが、毎月第2木曜日を休館日とします。なお、それぞれ休館日を第2週としましたのは、第4週などに館内整理日があるため、利用者の利便性を考えまして間隔をあけたということが主な理由でございます。

次に、開館時間です。中央図書館は、現在、午前9時30分から午後8時までですが、こ

れを午前9時から午後9時までとします。その他の7館につきましては、午前9時から午後7時30分までを午前9時から午後8時までとします。館内整備日の振替日は毎月の第4金曜日ということは変わりませんが、その日が休日に当たるときにはその前日といたします。現在は、第4金曜日かその前日の木曜日が祝日の場合は水曜日を振替日としておりますが、改正後は第2木曜日のみ休館日になりますので、第4金曜日の前日の木曜日を振替日とするものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。施行時期は、公布の日から施行いたします。

一部改正条例新旧対照表につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールでございませうけれども、現在、第4回区議会定例会へ指定管理者の指定についての議案を提出しているところでございます。平成25年2月の第1回区議会定例会へ議案を提出して議決をいただきまして、4月から業務を開始したいと考えております。

私からのご説明は以上です。

高木委員長

ただいまの説明につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

開館時間についてですが、改正では、早く始まって遅くまで貸してもらえるとことなのだろうと思うのですが、区民の方の要望が多いのかどうか、状況がわかっただけで教えていただきたいということと、近隣の区ではどんな状況でしょうかという2点をお願いいたします。

副参事（中央図書館長）

最初のご質問でございませうけれども、毎年、図書館利用者に対してアンケート調査を行っております。ことしも既に行ったところですが、その中で一番大きい要望というのがこの開館日と開館時間の延長ということですので、やはりニーズは非常に高いと考えてございます。

それから、近隣区につきましては、特に今回、指定管理者としてこちらが想定しておりますヴィアックス・紀伊国屋書店共同事業体が新宿区におきまして同じように指定管理者を複数館行っております。こちらのほうは館によってちょっと差をつけているところはありますが、平日の開館日は、夜については私どもが考えているよりも若干長く設定しております。そのかわり、祝日とか休日は開館時間をかなり短く設定して、変化

をつけているというところがあります。それから、休館日につきましては、新宿区のほう
は休館日をかなり多く設定しているというところでございます。

山田委員

今と同じですけれども、区民の利便性から考えれば、利用時間は長いにこしたことは
ないと思いますので、そういったことは非常に評価できるかなと思うのですけれども、近
い将来的に、中央図書館以外も同じ時間にそろえられるかどうかということ。今回は中央
図書館のみ夜9時までということですが、ほかのところは夜8時まで。将来的には
9時まで延長が可能かどうか、この辺はどうでしょうか。

副参事（中央図書館長）

この点につきましてはかなり検討いたしました。将来的には拡大していく可能性はもち
ろんございます。ただ、地域館につきましては、住宅地でございますので、開館時間を余
り長くしますと、近隣の方から苦情とか発生するかなと思っています。その点、比較考量
いたしまして、今回はまずこういう形で進めたいと考えているものでございます。

高木委員長

私の家のそばにも江古田図書館がありまして、子どもと夏休みとかに行くのです。地域
館はお子さんとかお母様が使う場合が多いので、むやみに夜延ばすのもどうかかと。8時
ぐらいまであいていていただけるといいのですが。7時半ではちょっと中途半端。夕ご飯
が終わってから返しに行こうとすると、もうしまっているようなところがありますので。
個人的ですが、何でも余り便利過ぎてもどうかと思います。中央図書館はいろいろな方が
使うと思うのですけれども、とりあえず今の案でやっていただいて、また利用者の方のニ
ーズがあったら検討ということによろしいのかなと思います。山田委員もそういうご発言
だと思うのですが。

それでは、「中野区立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部改正手続について」
は、次回の定例会で議決案件として審査したいと思いますので、事務局は準備をお願いい
たします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、12月7日の第39回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告します。

12月8日土曜日、第4回中学生「東京駅伝」結団式がありまして、私と教育長が出席しました。

あと、そのほかに私は、12月8日の土曜日に緑野小学校の学習発表会を見てきました。子どもが行っているのを見てきたというのもあるのですが、これですごくよかったなと思うのは、4年生がやりました「ぞうれっしゃがやってきた」という発表です。戦争で象が死んでしまう。東山動物園だけ残って、戦後、その動物園に行くために象列車を走らせるという、結構定番の劇で、音読なのです。学習発表会なので時間が短いのですが。この日が12月8日で、ちょうど開戦の日。厳密に言うと、真珠湾が攻撃されたのはアメリカ時間なので12月7日なのですが。今の子どもたちというのは戦争のことを知らないですよ。私の世代でも、父は兵隊には行きませんでしたけれども、子どもころ疎開をして大変だったという話を聞いている。今の子どもたちがおじいちゃんやおばあちゃんから聞いているかという、余り聞いていない。そういうときにこういう題材を選んで、子どもたちに発表させた、それだけでもすごくよかったなと思いますし、もちろん、発表自体も非常に良かったです。

ただ、最近の傾向で、主役とかキャストをダブルでやるので、最初、園長さんは男の子だったのですが、次の場面は女の子になっているのです。学習発表会だと衣装は着ないので、衣装とかを着ている演劇だとわかるのですが、ふだん着だと「あれっ？」と思ってしまうので、そこはちょっとどうかなと。ただ、たくさんの子どものいろいろな役をやらせたいという先生方の気持ちはわかるので、そこは我々大人がのみ込まなくてはいけないのかなと思っています。

あと、それが終わった後に、学力向上プラン説明会というのをやりました。主に中野区の学力テストを分析して、算数と国語の課題とかを主幹教諭の先生が数学が主にご専門ということで、国語と数学についてパワーポイントを使って細かく説明してくださってすごくわかりやすかったです。我々は、こういった教育委員会で指導室長からいろいろ聞いていますけれども、各学校でこういう取り組みをやるのはすごくいい。ただ、ちょっと押し下校の時間が迫ってしまったので、聞く人がちょっと少なかったのが残念でした。校長先生は「また機会を見てこういうのをやりたい」ということを言っていました。家庭学習の大切さを大分強調されていたので、すごく有意義だったなと思います。

あと、翌月曜日、また緑野小学校なのですが、国際短期大学の学生10人と担当の先生と一緒に、児童英語のモデルティーチングを1時間目にやってきました。私どもの短大で児童英語のゼミがありますので、4年1組と2組に分かれて、学生が子どもたちに英語を教えるという企画でございます。子どもたちは非常に喜んで授業を受けてくれました。我々の学生も年々レベルが上がってきているので、円滑に授業ができたところです。

あと緑野小学校なのですが、12月11日（火）、12日（水）、PTAの割り当てで、緑野小学校パトロール隊ということで、朝の7時50分から8時15分まで約30分間、アポロ園の前の横断歩道で、私、旗振りをやらせていただきました。すごく寒かったです。夏にもやったのですけれども、冬になると、登校の時間が若干遅くなりますよね。あと、緑野中学の生徒さんも通って元気よく挨拶をしてくれて、すごくやりがいがありました。緑野小学校では、年間4日間ぐらい、PTAの割り当てが回ってきて、それぞれの持ち場につくのです。そこで子どもたちの見守り、声がけと、あと、安全の確保をしていく形なので、ちょっと大変なのですけれども、子どもたちと接する機会ができてよかったなと思っています。

私からは以上です。

それでは、大島委員。

大島委員

特にございません。

高木委員長

山田委員、お願いします。

山田委員

私は、11日の火曜日ですけれども、医師会が中心となって障害児（者）の医療的ケア協議会というのを立ち上げまして、その講演会を行いましたので、それに参加しました。

今回は、「療育センターアポロ園における医療的ケアの現状」ということでアポロ園の先生にご発表いただきました。また、2演題目は「子どもたちの在宅支援に必要なこと」ということで、これは千葉と墨田のほうで展開しているのですけれども、訪問看護ステーションの所長の方からご講演をいただきました。

ご承知のように、アポロ園は新しく建て直して、今、全国心身重症障害児を守る会の児童発達支援というところでの管理がやられていると思うのですけれども、アポロ園がやっているのは、児童福祉法の児童発達支援事業という通園のところと、中野区が独自でやっ

ている在宅訪問とか未就学児の保護者支援とかという事業を展開していて、どこも非常に満杯で大変だそうです。児童福祉法でやられているものについては、医療的ケア、例えば吸引だとか酸素管理だとか導尿とか、もちろん薬を与えるとかいう子どもに対して、今、主治医との連携をとりながらやっているということ。ただ、そのニーズがだんだんと高まってきていて、アポロ園だけでもそろそろ満杯の状態なので、やはりもう一つぐらい施設が必要ではないかというお話をいただきました。

もう1点の訪問看護ステーション・そらの講師の方は、全国的に有名な方で、愛媛県でNPOをされていました。ご主人の転勤に伴って愛媛に行ったのですが、また東京に戻ってきた方で、この方の講演は、私も医療者として恥ずかしいぐらいすばらしい講演でした。彼女は最初に、「障害児であろうと、子どもに対して、この子が18歳になったとき自分で生きていけるかどうかを必ず視野に入れてケアしていかなければいけない」というふうにおっしゃるのですね。

今、NICU、子どものインテンシブ・ケア・ユニットが非常に満杯の状態で、その子どもたちを地域できちんと見ていかなければいけないのですけれども、簡単に言いますと、NICUに入る子どもたちというのは九十何%が帝王切開児なのです。子どもは、お母さんの狭い産道を通して、お母さんの体温を感じてオギャーと泣くわけです。泣いてすぐにお母さんが抱き上げて、お母さんのぬくもりを感じるわけです。ところが、帝王切開で産まれた子どもは、私はその場にいたわけですけれども、オギャーと産まれて、「おめでたですよ」と言ってそのまま看護婦さんがクベースというところに収容して沐浴を始める。お母さんの手は介さないし、狭い産道も通らないわけです。そういう子どもがクベースの中で長い場合には半年間ぐらいいるわけです。簡単に言うと、アタッチメント、愛着形成がなかなか育んでもらえない。ですから、子どもがやっているぐーという手を広げることから始める。この触覚が大切なのだと。その皮膚感覚ですよ。要するに、子どもは発達していくわけですから、その発達を飛び越えた場合にもとに戻してあげなければいけない。これが在宅でやる子どもたちに対するケアの根本であるという話なのです。すばらしい講演で、みんな食い入るように聞いていたわけです。必ず、飛び越したものの機能をもとに戻してあげて、子どもの視点で、子どもが育ちにくいと思ったものを治してあげなければいけない。要するに、保護者の方が育てにくいのではなくて、子どもが育ちにくいと感じているものをきちんと見詰めて、それに対してケアしていきましょうと。この視点が大切だということ。これは本当にすばらしい講演で、これからも障害児だけでなく健常児に

についてもそういったことをきちんと踏まえて、私は医療の現場ですけれども、教育の現場もそういうことが必要なのだなというふうに思いまして、非常にためになったと思っております。

以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

ございません。

高木委員長

教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

各委員からの報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

高木委員長

ご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告の1番目、「陳情書の受理について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の資料のとおり、陳情書2件が提出され、本年12月13日付で受理しましたので、ご報告をいたします。

1件目の陳情の趣旨は、中野区立学校の授業日に「日の丸」を掲揚することを求める請願について「常時国旗掲揚」の強制が行われないようにしてくださいというものでございます。理由は、資料に記載のとおりでございます。

2件目の陳情の趣旨は、中野区立学校に「常時国旗掲揚」の強制が行われないようにしてくださいというものでございます。理由は、資料に記載のとおりでございます。

なお、この2件の陳情の取り扱いでございますが、中野区教育委員会請願処理規則第3

条では、教育委員会は請願を迅速かつ慎重に検討して、その結果を請願者に通知すると規定されてございますので、次回以降に予定されている協議に一定のめどがついた段階で本陳情についてもご協議をいただき、陳情者に協議の結果を通知するという取り扱いになるかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いたします。

区議会で採択された「区立学校における常時国旗掲揚を求める請願」の取扱いと連動していますので、これに一定のめどがついた段階でこの陳情書にも回答していくということによろしいですか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、そのように取扱います。

次に、事務局報告事項の2番目、「中野区就学前教育プログラムについて」の報告をお願いたします。

副参事（就学前教育連携担当）

それでは、資料に基づきまして、「中野区就学前教育プログラム」について作成をいたしましたので、ご報告をいたしたいと思えます。

改正された教育基本法におきまして、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるというふうに法的に規定されております。一方で、いわゆる小1問題と言われます小学校入学初期におきます学童の学校生活への不適應の実態が明らかになってまいりました。こういった課題に対応するため、小学校教育との円滑な接続を考慮いたしまして、保育所、幼稚園、認定こども園における保育・教育の質を向上させるとともに、それに伴う保育者の指導力を一層高める必要が出てきております。そこで小学校教育との接続を踏まえまして、発達や学びの連続性を考慮しながら、0歳児から5歳児までの間に確実に経験させたい内容を明らかにした中野区就学前教育プログラムを作成いたしまして、それぞれの指導に役立てていこうというものでございます。

本プログラムの内容でございますが、本編を用いまして若干説明させていただきたいと思えます。

まず、本プログラムの構成でございますが、6ページをおあけいただきたいと思えます。

「中野区教育ビジョン（第2次）」で目指す「生きる力の基礎を培う」という教育理念のもと、保育所保育指針、あるいは幼稚園教育要領に示された視点でございます「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」といった五つの領域を、小学校への接続を踏まえまして、「学びの芽生え」「人とのかかわり」「生活習慣・運動」という三つの視点に整理し直しまして、幼児期に確実に経験させたい内容を整理したものでございます。

東京都教育委員会におきまして、既に平成23年3月におきまして就学前教育カリキュラムというものを作成・発行しております。この東京都が作成した就学前教育カリキュラムを大部分参考にいたしまして、これと同様の整理の仕方としております。一方で、都のカリキュラムにはない中野区独自の部分といたしましては、家庭生活との連続性を重視いたしまして、「家庭と連携して子どもの生活を支える援助の視点」というものをつけ加えさせていただいております。この視点につきましては、就学前教育を進める上で大きな要素である家庭との連携といったことを推進する際の参考になるというふうに考えてございます。

続きまして、9ページから14ページにわたりまして、先ほどの視点に基づきまして0歳児から小学校入学期までの年齢別に経験させたい内容が整理してございまして、発達がどのように小学校につながっていくのかということを示してございます。

次に、15ページからでございますが、Ⅱといたしまして、今後、具体的な教育連携を進めていくための手がかりとなる資料をまとめてございます。

まず、16ページから23ページにつきましては、保育園、幼稚園、小学校で実際に行われている連携教育の取り組み事例を掲載してございます。

次に、24ページから39ページでございますが、これにつきましては、本プログラムの内容に沿いまして、0歳児から小学校入学期につながる指導例について挙げてございます。この項目では、中野区の中で独自の取り組みとして進めてございます運動能力の向上の取り組みにつきまして例に取り上げてございます。

最後に、40ページから53ページになりますが、この部分につきましては、本プログラムにおきまして特に理解をしていただきたい部分でございます、就学前後の接続期におきます教育がどのようにつながっているかということにつきまして、指導例を示したものになってございます。小学校の教員と幼稚園・保育園の教職員がお互いの指導内容を知る上で参考になる資料となっております。

A4の資料に戻りまして、本プログラムの今後の活用でございますが、まずは、保育園、

幼稚園、小学校の教職員への理解促進を図っていきたいと考えてございます。説明会を今年度中に開催していきたいというふうに考えております。そこから本プログラムを材料にした具体的な連携の取り組みを発展させてまいりたいというふうに考えてございます。また、保育園、幼稚園、小学校の教職員の協議の場として、毎年開催してございます保幼小連絡協議会での協議資料として活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、連携教育推進のためには、公立と私立の連携、公立学校と私立学校の連携は欠かせないものというふうになってございます。本プログラムの作成におきましては、公私立の保育園、幼稚園、あるいは小学校の先生方を委員として検討会をつくって進めてきておりまして、その中で随分協議が行われて、これをつくり上げてきたという経緯がございます。これを継続的に機能させまして、諸課題の協議を進め、連携教育をさらに発展させていきたいというふうに考えてございます。

今後の予定でございますが、この案につきまして、本報告を踏まえまして議会への報告を経まして、小学校、保育園、幼稚園、あるいは図書館といったところに冊子を配付していきたいというふうに考えてございます。

報告については以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

山田委員

就学前教育プログラムですから、その三つの視点に立って整理がされていて、わかりやすい章立てにはなっていると感じました。ただ、どうしても教育ということになってしまっているので、例えば、保育園の場でとか幼稚園の場でということの視点が強く出過ぎてしまって、一元的には家庭の中での教育ということをもう少し書き込んだほうがいいのではないかと。家庭との連携なり、家庭においてこういったことを注意していくことをきちんと伝えることの視点をもう少し入れたほうが、一義的にお子さんたちはご家庭で育っていくわけですね。ある時期が来たときに友達とのかかわりの中で学校施設だとか養育施設に入っていく。そういった視点での書き込みもあっていいのではないかとというふうに思っています。

8ページ以降でしたか、各年齢別に見た視点というのは非常によく書かれていますが、内容がちょっと濃過ぎて全部読み取れないかなということがあります。私も子どもたちの発達などを見ていく段階では、例えば6か月、9か月、1歳半、3歳、5歳ということの

刻みで見えていくわけで、それがもう少し詳しく書かれているのは、多分、幼稚園とか保育園が何歳児、何歳児ということで区切られているからかなというふうに思ったわけですが、内容が余りに濃過ぎて読み取るのにちょっと苦労しました。

感想と意見です。よろしくお願ひいたします。

副参事（就学前教育連携担当）

このプログラムにつきましては、指導面をかなりクローズアップいたしました。まずは、教職員の中で理解を深めるということについて進めてまいりたいというふうには考えてございます。と申しますのは、今まで教育について語り合う場が余りなく、また、そのベースになる資料がなかったということで、協議をしても、すれ違いというか、捉え方が違うということで、話し合いがなかなかうまくまとまっていけないという部分があったので、そのベースになる資料がまずできたということは、次の発展をする上では重要なことだというふうに考えてございます。

また、家庭との連携につきましては、幼児教育を進めていく上での大きなウエートになっているというふうに考えてございます。今後、教員等の理解を深めていく中で、次に展開する先としては、家庭での教育をどういう形でということで、例えば、これを発展系にしたパンフレットですとか考え方みたいなものをつくりまして、家庭での理解を深めていくための展開を進めていきたいというふうに考えております。

飛鳥馬委員

幼稚園も保育園も認定こども園も一緒に考えてということだろうと思うのですが、ちょっとお尋ねします。

ここの第2章のところの2の(2)、40ページのところなのですが、「接続期における取り組み（生きる力の基礎を培う3つの視点から）」で、「学びの芽生え」から「確かな学力につながる」と書いてあるのですが、就学前教育で「学力」という言い方をされるのは一般的なのかどうかちょっとわかりません。いつごろからどういうところで使われているかということが1点。

もう1点は、その関連で、44ページ、45ページあたりの実践のカリキュラムの例を見ると、これは、幼稚園なり保育園なりで、例えば「算数科、単元『なかまづくりとかず』」などというので教えることの事例なのかどうか。45ページのほうの指導のこれを見ると、「教師が教科書2ページを示し」とか書いてあるものですから、どういうふうにやるのか。小学校の教科書を使うのかなど。これがちょっとわかりません。

その2点をお願いします。

副参事（就学前教育連携担当）

この指導例につきましては、一番大きな目的としては、小学校でどういう形で教育が行われているかということ、幼稚園、保育園の教職員が知ることが一番大切かなと思っています。幼稚園、保育園では、教科書を用いて読み・書き・そろばんを教えるわけではございませんけれども、小学校でどういう教育が行われているかということを知ることによって、その手がかりとなる基礎のところを自分たちの中でしっかり考えていくという資料になるかというふうに考えてございます。

接続期をどういうふうにつくっていくか、接続期の問題を各分野の職員がどういうふうに考えていくかということが大切だというふうに考えておりますので、どういう角度で教育を行っているのかということをお互いが知ることによりまして、それを手がかりにして自分たちの教育をさらに発展させていくというか、内容を濃くしていくということが大切だというふうに考えています。決して先取りをしてやるということではございません。

飛鳥馬委員

先生が理解していればよろしいと。そういう理解のもとに子どもたちをしつけていくという意味ですか。幼稚園なり保育園の子どもたちにこういうことを教えるというのではなくて。

副参事（就学前教育連携担当）

今まで幼稚園の教職員は、小学校ではどういう視点で教えているのかということに触れる機会が余りなかったということがございます。幼稚園で日々取り組んでいることが小学校のところでどういう形で教育につながっているのかということ、これを頭に入れながら自分たちの幼児教育を進める、これが大切だというふうに考えています。

教育長

これは、事務局として去年から足かけ2年にわたってつくってきているのですけれども、今、副参事が話した視点ももちろん重要な面ですが、教育委員会でこれから小中連携を進めていきたいと思いますといったときに、学びの9年間の連続性を見通して進めていこうという議論をしているのではないですか。この面については、0歳から小学校へ入って、さらにその先、中学校を見通してという大きな流れの中で、小学校の教員もこうしたことに意識を持って、学びの連続性、育ちの連続性をお互いにずっと支えていきたいと思いますという視点があってこれをつくらせていただいております。ですので、「確かな学力」という言葉が幼

稚園、保育園でというお話は奇異に感じられるかもしれませんが、そういうことを小学校も幼稚園、保育園も理解した上で、お互いに何をやっているかでスムーズにバトンタッチをしていく、というような視点でおりますので、実際にこれを子どもたちにこれを教える、あれを教えるということではないということなのです。なかなか難しいのですけれども、保育園、幼稚園でも、ふだんの生活の仕方も違いますし、私立、公立もお互いにそれぞれの教育理念を持っている中で、中野区としてこういうところは押さえていこうということを踏まえた上で、その先には小中連携があるのかなというふうに思っています。

大島委員

今、教育長のお話にあったのと趣旨は同じなのですが、我々も前から、小学校に行って1年生の授業態度などを見たりして、いきなりぽんと小学校があるのではなく、生まれてからそれまで、いろいろなことを身につけるということが必要なのだなというようなことは感じていました。その必要なことというのが、決して計算をすとか、漢字を覚えるとか、そういう意味の勉強でなく、まずは生活習慣だと思うのですね。一番の発達段階ですから、体が健やかに発達する、それから必要な生活習慣を身につける、そして学校に行ったら授業とか教科の内容に興味を持てる、そういうようなところに持つていくための生活習慣や子どもさんの知的興味とかをかき立てるとか、そういうものの準備段階として非常に大事な時期で、ここを研究しなければいけないということは私たちも思っていますし、事務局のほうでもそういうことで皆さんの知恵を出し合ってこれをつくっていただいたと思うのです。こういうプログラムをつくるということは大変必要なことでもあり、大事なことだと思っております。

今言ったように、実際に何か勉強を教わるということではなく、でも、いろいろな現象に興味を持ってもらうというような知的好奇心を発達させるというのでしょうか、そういうことは大事なことだと思います。それより、いっぱい運動して、体、体力とか運動能力も発達させてもらわなくてははいけませんし、あと、基本的な生活態度ですよね。そんなところもちゃんと身につけてもらうというようなことで、プログラムを研究していただいているのだと思うのです。またこの内容については今後もいろいろ検証しながら、改良もしていくのではないかと思います。ただ、保育園と幼稚園というのはいろいろな面で違いますし、また、区立でない、私立の幼稚園とかも多いので、そういうところもどうやって巻き込んで、中野区がいいなと思っているようなことに協力していただけるか、浸透していくか、それがなかなか難しいのかなというようなことをちょっと感じております。

山田委員

教育長が先ほどおっしゃった「学びの連続性」という視点でこのプログラムをつくってきたという経過は非常に大切なことで、大島委員もおっしゃったように、今、小中連携を一生懸命考えているけれども、その下にある幼少時から就学前と小学校との連続といいますか、接続といいますか、それが非常に大切だということでのこのプログラムであるということによろしいと思うのですね。

であれば、学びというのが学力ということではなくて、生活規範であったり、生活習慣であったり、それを確立する。そんな中で、例えば、保育園だとか幼稚園で絵本の読み聞かせをしたときに何分座っていただけるかとか、そういったことでいいのではないかと思うのです。あえて小学校の教科書云々ではなくて。「朝は何を食べてきたの？」にきちんと答えられるとか、そういったことが学びの連続性ということになってくるのかなと思います。

一例ではありますけれども、私が小学校の学校医をしたときに、着がえができないお子さんがいたことがあったのです。それに学校は相当苦労しました。お母様にいろいろとご助言したのですけれども、「子どもの自立性ですから」と言われたときにはちょっと困りました。ちょっと違うのではないかと思いながら。要するに、夏休みまでかかってしまったわけです。ですから、水泳の授業がなかなかできなかったということもあった。そうではなくて、生活規範。我々は集団の中で生活していくということがある時期から必要になってくる。そういったものに対しての学びということを就学前にきちんと教えていただける。それと、最終的には、幼稚園の教員と小学校の教員との交流から始まって、うまく接続していく。そういった書き込みも必要ではないかなと。連続性ということであれば、そういったことできちんと発信していくということでまとめ上げたらいかかなと思いました。

高木委員長

保幼小の連携プログラムの事例集という考え方は、すごくよくできていると思うのです。ただ、「中野区就学前教育プログラム」というタイトルから言うと、何かコアのプログラムがあつて、就学前としてはこういうものを目的として、中野区としてはこういう教育をやりますよみたいなところがちょっと見えてこないのですね。連携教育というのは、多分手段であつて目的ではないと思うので、小学校から見て、今、山田委員から発言があつたように、あるいは保護者の側に、ここまでは入学前にやってほしいと。逆にいうと、こう

いう意図があってこういう教育をやっていくのですよというものを具体的に示していかないと、ちょっとぼやけてしまうのかな。そこがすごくもったいないと思うのです。

私も、この「発達に応じて確実に経験させたい内容」は細か過ぎると思います。個々にこういうものはあるので、もっとルーブリックみたいなもので、幾つか段階を追って示して、入学までにここまではやるみたいな形のもののまさにプログラム、それは保育園とか幼稚園とか関係なく、入学前に身につけてほしいみたいなものを中野区としてつくっていかないと。これはあくまで先生方向けだということなのですけれども、一般の方が見ると、「おおむね6か月未満までにこれができてほしい」というと、できていないお父さん、お母さんはすごく焦るのですね。うちも育てたときに、「あつ、できてない」とか。あと、義理の弟のところ子どもができたのですけれども、標準と比べて大きいとか小さいとかすごく気にするのです。これはもちろん、先生方向けでいいと思うのです。これはこれですごく価値があると思うのですが、保育園、幼稚園、私立、公立、小学校、関係なく、もうちょっと提案的なものが次のステップで出てくるといいのかなと。そこに向けてまたいろいろな努力ということがあるので、注文が多くて申しわけないのですが、そういうものを含めて今後とも研究を進めていただきたいと思います。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に1月の教育委員会定例会の開会についてお知らせいたします。

1月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりです。後ほどお読み取りください。

これもちまして、教育委員会第40回定例会を閉じます。

午後0時02分閉会